

(仮称) 中野区ユニバーサルデザイン推進条例の考え方について

(仮称) 中野区ユニバーサルデザイン推進条例 (以下「推進条例」という。) の考え方について、下記のとおり取りまとめたので報告する。

1 推進条例の考え方

中野区としてユニバーサルデザインを推進するにあたり、すべての人が、自らの意思により、自立して活動や自己実現できる環境を段階的、継続的に整備することを通じて、全員参加型社会や地域の活性化を実現するため、区、区民、事業者のそれぞれの責務を明らかにするとともに、基本的な事項を定める。

《項目》

- ① 前文
- ② 目的
- ③ 定義
- ④ 基本理念
- ⑤ 区の責務
- ⑥ 区民の責務
- ⑦ 事業者の責務
- ⑧ 推進計画の策定等
- ⑨ 施策の評価点検
- ⑩ (仮称)中野区ユニバーサルデザイン推進審議会
- ⑪ 委任

※詳細は、別添資料のとおり。

2 意見交換会の実施

日 時		場 所
10月21日(土)	14時～	南中野区民活動センター
10月25日(水)	19時～	産業振興センター
10月26日(木)	19時～	野方区民活動センター

3 今後のスケジュール

平成29年12月上旬	推進条例案に盛り込むべき事項の決定
〃 12月中旬	パブリック・コメント手続の実施
平成30年 2月	第1回定例会に推進条例を提案

(仮称) 中野区ユニバーサルデザイン推進条例の考え方

1 前文

私たちは皆、自らの存在と尊厳が守られ、自由に幸せを追い求めることのできる権利をもっています。こうした権利は、誰もが生まれながらにもっているものであるとともに、いつの時代にも共通する、変わらないものです。

一方で、私たちを取り巻く環境は、絶えず変化が生じ、人々の暮らしや価値観も多様化していきます。移りゆく時代の中で、持続的にまちの活力を生み出していくためには、多様な生き方、個性や価値観を受け入れることのできる地域社会を実現することが必要になります。私たちは、ユニバーサルデザインの推進を通じて、多くの人の社会参加を促すと同時に、まちの魅力の向上に取り組んでいきます。

すべての人が、それぞれの意欲や能力に応じて社会参加する「全員参加型社会」やまちの魅力向上による地域の活性化の実現に向けて、この条例を制定します。

(説明)

- 中野区は、新しい中野をつくる10か年計画（第3次）に基づき、すべての人が、それぞれの意欲や能力に応じて社会参加する「全員参加型社会」やまちの魅力向上による地域の活性化の実現に向け、ユニバーサルデザインに関する検討を進めてきました。
- 現在の区の課題である、少子高齢化やそれに伴う生産年齢人口の減少、グローバル化の進展やそれに伴う様々な国籍・文化を持つ外国人の増加などへの対応を図るとともに、将来的な変化にも対応可能な地域社会の実現が求められます。
- 「全員参加型社会」や地域の活性化の実現に向けて、この条例において、ユニバーサルデザインの推進を宣言します。

2 目的

この条例は、すべての人が、自らの意思により、自立して活動や自己実現できる環境を段階的、継続的に整備することを通じて、全員参加型社会や地域の活性化を実現するため、区、区民、事業者のそれぞれの責務を明らかにするとともに、基本的な事項を定めることにより、ユニバーサルデザインを推進することを目的とする。

(説明)

- ユニバーサルデザインを推進するためには、その実行者であると同時に、その成果を享受する者でもある、区、区民、事業者の3者が共通の認識を持つことが必要であり、3者がそれぞれの責務を自覚することで、より効率的な推進が図られるものと考えます。

3 定義

この条例において、ユニバーサルデザインとは、年齢、性別、個人の属性や考え方、行動特性等にかかわらず、すべての人が利用しやすいようあらかじめ考慮して都市や生活環境を設計することをいう。

(説明)

- この条例において、ユニバーサルデザインという言葉については共通認識が必要であると考え、定義しました。
- ユニバーサルデザインはすべての人を対象として捉え、都市や生活環境を設計する考え方です。

4 基本理念

ユニバーサルデザインの推進は、次に掲げる事項を基本理念とする。

- (1) 支障なく円滑に利用できる都市基盤・施設整備の推進
- (2) 平等かつ円滑に利用できるサービス・商品提供の推進
- (3) 一人ひとりの個性や多様性が理解・尊重され、様々な人が支えあうための理解の促進

(説明)

- この条例において、ユニバーサルデザインを推進していくにあたっての方向性を基本理念とし、定めています。
- ユニバーサルデザインの推進により、全員参加型社会や地域の活性化を実現するためには、ハード、ソフト、ハートという3つの面で取組を進めていくことが重要だと考えます。

5 区の責務

- ① 区は、この条例の目的を達成するため、ユニバーサルデザインを推進していくための目標（将来像）を示すとともに、ユニバーサルデザインの推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施する。
- ② 区は、区民、事業者への普及啓発を図る。
- ③ 区は、区民、事業者と協働して、ユニバーサルデザインを推進できるよう、相互調整及び連携促進を図る。

(説明)

- この条例では、区、区民、事業者に対する「役割」ではなく「責務」という言葉を用いています。ユニバーサルデザインを推進していくためには、各主体が主体的に参加し、協働することが必要です。それは与えられる役割ではなく、区、区民、事業者が果たさなければならない責務であると考えたことによります。
- ユニバーサルデザインを推進するためには、区として、目標となる将来像とそれに向けた施策を定め、総合的かつ計画的に実施することが求められます。
- また、区は、率先して、ユニバーサルデザインの考え方に基づく都市基盤の整備や行政サービスの提供などを行い、ユニバーサルデザインを推進するとともに、区民、事業者への普及啓発を図り、3者の調整役として区、区民、事業者を結びつけ、協働して取り組むことが重要だと考えます。

6 区民の責務

- ① 区民は、ユニバーサルデザインについて理解を深めるよう努める。
- ② 区民は、様々なユニバーサルデザインの取組について、主体的に参加し、ユニバーサルデザインの推進に努める。
- ③ 区民は、ユニバーサルデザインの推進にあたり、区、事業者と協働するよう努める。

(説明)

- ユニバーサルデザインを推進していくためには、区だけが行うのではなく、区民がユニバーサルデザインについて理解を深め、主体的に関わっていくことが求められます。
- さらに、主体的に参加すると同時に、区、事業者と協働して取り組むことが重要だと考えます。

7 事業者の責務

- ① 事業者は、施設、商品及びサービスの提供等の自らの事業を通じて、ユニバーサルデザインの推進に努める。
- ② 事業者は、ユニバーサルデザインの推進にあたり、区、区民と協働するよう努める。
- ③ 事業者は、従業員に対して、ユニバーサルデザインについて理解が深まるよう努める。
- ④ 事業者は、推進計画の実施に関して、協力するよう努める。

(説明)

- 事業者は、ユニバーサルデザインの推進において、すべての人が支障なく快適な生活を送ることができるようになるうえで、非常に重要な役割を担っています。施設、商品及びサービスの提供等を通じて、ユニバーサルデザインを推進することが求められます。
- また、ユニバーサルデザインの推進にあたっては、区、区民と協働して取り組むことが重要です。
- さらに、従業員に対して、ユニバーサルデザインについて理解が深まるよう取り組むことが重要だと考えます。

8 推進計画の策定等

- ① 区長は、この条例の目的を達成するため、ユニバーサルデザインに関する施策の総合的かつ計画的な推進に係る計画（推進計画）を定める。
- ② 推進計画は、次に掲げる事項について定める。
 - (1) ユニバーサルデザインの推進に関する目標（将来像）
 - (2) ユニバーサルデザインの推進に関する施策の方向・主な取組
- ③ 区長は、推進計画の策定及び改定にあたっては、区民、事業者の意見を求めるものとする。

（説明）

- 「5 区の責務」により実施する様々な施策を総合的に体系化し、着実に実施していくためには計画の策定が必要です。
- そして、その計画の策定及び改定にあたっては、幅広い区民、事業者の意見を聴いて、よりよい計画にしていくことが重要だと考えます。

9 施策の評価点検

- ① 区長は、区の推進計画に基づく施策について継続的に評価点検を行い、評価点検の結果を広く区民に公表するとともに、この結果を施策に反映させ、持続的な改善・向上を図る。
- ② 推進計画の改定にあたっては、推進計画に基づき実施した施策の評価点検を行い改善・向上を図るため、区長の附属機関として、（仮称）中野区ユニバーサルデザイン推進審議会を設置する。

（説明）

- 区は、推進計画に基づく施策の進捗状況を把握・点検し、計画・実行・評価・改善という、持続的な改善・向上（スパイラルアップ）を図ることが重要だと考えます。
- また、推進計画の改定にあたっては、施策の評価点検を行い改善・向上を図るため、調査、提言する機関が必要だと考えます。

10 (仮称) 中野区ユニバーサルデザイン推進審議会

審議会の内容は、次のとおりとする。

- ① 審議会は、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。
 - (1) 推進計画に関すること
 - (2) 上記のほか、ユニバーサルデザインの推進に関し、必要な事項
- ② 審議会は、ユニバーサルデザインの推進に関し、特に必要な事項について、区長に意見を述べることができる。
- ③ 審議会は、区民、事業者、学識経験者、その他区長が必要と認める者のうちから、区長が委嘱する委員をもって組織する。

(説明)

- 審議会は、区民、事業者、学識経験者等で構成し、専門的、客観的見地から調査、提言する機関とします。

11 委任

この条例の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

(説明)

- この条例の定め以外で条例の施行について必要な事項は、区長が規則等で定めるものとします。